

当金庫は、金融庁『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』における地域密着型金融の推進について方針を定め、積極的な取組みを行っております。2018年度の取組みについてご紹介いたします。

TOPICS 1

取引先企業に対するコンサルティング機能の発揮

- 日常的・継続的に取引先企業との関係を強化し、経営の目標や課題の把握・分析を行っております。

12/21 「しんきん圏央道アライアンス」締結



圏央道沿線に本・支店を置く4つの信用金庫（水戸信用金庫・千葉信用金庫・平塚信用金庫・多摩信用金庫）と「しんきん圏央道アライアンス」に関する協定を締結いたしました。地域の活性化や観光資源の活用など、地域を横断した信用金庫の新たなネットワークを構築することにより、地域貢献、地域創生を通じて地域経済の発展につなげることを目的としています。

「しんきん圏央道アライアンス」締結の様子

各種セミナーの実施

各種セミナーを実施し、顧客企業の課題解決の場を提供いたしました。

セミナー名	実施日	会場	参加者数(のべ)
クレジットカード決済導入セミナー	5月28日	川崎市	149名
	6月14日	富士見市	
	6月27日	本庄市	
IT導入補助金活用セミナー	7月10日	熊谷市	329名
	7月24日	さいたま市浦和区	
	8月2日	戸田市	
	8月29日	さいたま市大宮区	
	8月30日	越谷市	
	9月4日	八潮市	
経営者セミナー	10月19日	さいたま市浦和区	145名
	12月18日	東松山市	
	1月24日	上尾市	
補助金・助成金活用セミナー	2月22日	さいたま市浦和区	270名
	3月5日	春日部市	
	3月8日	富士見市	
	3月18日	熊谷市	



「IT導入補助金活用セミナー」の様子

その他の取組み

- 埼玉県よろず支援拠点と連携したテレビ電話経営相談を、本店営業部・草加支店・新河岸支店の3拠点で開始いたしました。
- 企業ごとに課題把握シート(1,472件)・事業性評価シート(171件)を作成し、個別の状況や課題を把握して、経営支援に活用しております。
- お客さまの課題に対し、さまざまな分野の専門家と連携して、最適なソリューションを提案しています。不動産ビジネスマッチングサービス業務提携では、557先紹介、うち150件成約、青山財産ネットワークスとの連携では、事業承継・相続等の相談118件、うち商品成約23件となりました。

TOPICS 2

地域の面的再生への積極的な参画 (地域経済の活性化への貢献)

- 小川町・嵐山町地域経済活性化フォーラムにて、タスクフォース会議の実施。デジタル観光マップを活用した両町共通イベント開催を提言いたしました。
- 行政や商工団体と協定を締結し、産学官連携による地域の活性化を支援しております。

行政等との連携協力(2018年度実績)

6月18日	三芳町
6月26日	川崎市
10月31日	富士見市
11月1日	上尾商工会議所
2月19日	草加市・草加商工会議所
3月25日	ふじみ野市



草加市・草加商工会議所との協定締結の様子

TOPICS 3

地域や利用者に対する積極的な情報発信

- 地域の利用者へ当金庫の取組みの情報発信として、以下の事業へブースを出展し、職員派遣を実施いたしました。

- ・ 埼玉・熊谷地域の創生とともに日本の経済活性化につなげることを目的とした「全国ご当地うどんサミット」
- ・ 持続可能な社会の構築を目的とした「熊谷圏オーガニックフェス2018」



「全国ご当地うどんサミット」の様子

「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しております。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

2018年度	
新規に無保証で融資した件数	3,465件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	18.86%
保証契約を解除した件数	22件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	2件

金融円滑化への取組み

2013年3月31日に中小企業金融円滑化法は終了しましたが、中小企業金融円滑化法施行前より取り組んでいる中小企業者等へのきめ細かな相談対応は当金庫の社会的使命と考えており、これまでと同様に中小企業者等の金融の円滑化に傾注してまいります。

中小企業金融円滑化法期限到来後の対応状況

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
[債務者が中小企業者である場合] (単位: 件)

	2018年 3月末	2019年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	43,553	47,551
うち、実行に係る貸付債権の数	41,744	45,654
うち、謝絶に係る貸付債権の数	1,052	1,093
うち、審査中の貸付債権の数	111	100
うち、取下げに係る貸付債権の数	646	704

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
[債務者が住宅資金借入者である場合] (単位: 件)

	2018年 3月末	2019年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	2,397	2,504
うち、実行に係る貸付債権の数	2,065	2,156
うち、謝絶に係る貸付債権の数	127	136
うち、審査中の貸付債権の数	8	7
うち、取下げに係る貸付債権の数	197	205



金融円滑化への取組み

▶ 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第7条第1項に規定する説明書類

第1 府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要(中小企業者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合等における対応、住宅資金借入者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合等における対応の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要)

1. 基本的考え方

当金庫が、地域の健全な事業を営む事業者および個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、ならびに地域の事業者に対する経営相談・経営指導および経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むことが当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理の下、地域金融機関としての機能を積極的に発揮し金融円滑化に取り組んでまいります。

2. 取組みの方針

- (1) 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(「法」といいます)に規定する必要な措置を確保します。
- (2) 顧客の経営実態等を踏まえて、適切に新規融資や貸付条件の変更等を行うよう努めます。
- (3) 顧客の経営状態等を踏まえて、経営相談・経営指導および経営改善に関する支援を行うよう努めます。
- (4) 与信取引(貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約)に関し、顧客に対する説明が適切かつ十分に行われるよう努めます。
- (5) 顧客からの与信取引に係る問合せ、相談、要望および苦情への対応が適切に実施されるよう努めます。
- (6) その他与信取引に関して、地域金融機関としての機能を積極的に発揮するために必要であると、当金庫において判断した事項が適切になされるよう努めます。

3. 取組み体制の概要

- (1) 金融円滑化管理に係る最終意思決定機関を理事会にいたしました。
- (2) 金融円滑化管理の実効性を確保するため、2009年12月1日に融資部担当役員を委員長、個人金融部(現・営業推進部)担当役員を副委員長とした金融円滑化対策部会を設置いたしました。
- (3) 金融円滑化管理のための金融円滑化管理方針、金融円滑化管理規程を制定いたしました。

第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要(中小企業者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合等における対応、住宅資金借入者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合等における対応の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要)

当金庫は、法第4条および第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握するために、以下の取組みを実施しております。

1. 本部における推進・管理体制

金融円滑化に係る体制整備や業務の遂行および業務の適切性を確保するために金融円滑化対策部会を設置いたしました。これに伴い、

- (1) 金融円滑化対策部会の主管部署を融資部および営業推進部とし、融資部担当役員を金融円滑化管理責任者に任命し、金融円滑化管理全般を統括させています。
- (2) 金融円滑化への取組みに関係する本部部署6部署の各担当部長を金融円滑化管理者に任命し、連携して金融円滑化に係る体制整備や業務の適切性の確保に努めさせています。

2. 営業店における推進・管理体制

全営業店に「金融円滑化ご相談窓口」を設置し、全営業店の支店長を金融円滑化相談窓口責任者に任命し、金融円滑化に関する管理全般を担当させています。

3. 記録・保存

「金融円滑化マニュアル<事業性融資編>」、「金融円滑化管理マニュアル<住宅ローン編>」、「与信取引における説明の手引き」に基づき貸付条件の変更等の申込みや取下げ・謝絶等について所定の用紙に記録し、5年間保存することとしております。

4. 報告

金融円滑化の状況については、金融円滑化対策部会において検証を行い、問題点および改善点等について定期的または必要に応じて理事会等に報告しております。

第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要(中小企業者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合等における対応、住宅資金借入者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合等における対応の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要)

当金庫は、法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うために、以下の取組みを実施しております。

1. 金融円滑化苦情相談窓口の設置

本部においては顧客相談グループ内に金融円滑化相談窓口を設置しております。

埼玉縣信用金庫 顧客相談グループ
 電話番号 048-526-1111(代表)
 受付時間 当金庫営業日の午前9時～午後5時

2. 営業店およびローンセンターにおける体制

苦情相談対応の責任者を配置しております。また、発生した苦情は全て顧客相談グループへ報告し、金融円滑化対策部会等において情報の共有と原因分析・対応策を協議し、速やかな解決に努める体制としております。

第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要(中小企業者から債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合等における対応の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要)

当金庫は、法第4条の規定に基づき、貸付条件の変更等を実施した中小企業者に対し、以下の取組みを実施しております。

1. 経営改善計画等の進捗状況の管理・助言等

経営改善計画等の管理、経営改善への助言等を以下のとおり行っております。

- (1) 貸付条件の変更等に際して、経営改善計画等を策定した場合には、当該経営改善計画等の進捗状況を適切に管理します。
- (2) 中小企業者からの要請を受けるなど、必要に応じて経営改善への助言等の支援を行います。

2. 事業再生支援等の取組み

融資部内に経営支援グループを設置し、中小企業者に対し以下の取組みを積極的に行っております。

- (1) 中小企業者への経営相談・経営改善計画書の策定支援
- (2) 中小企業者への事業再生への支援
- (3) 中小企業者へのライフサイクルに応じたきめ細かい支援
- (4) 地域創生部と連携し、ビジネスマッチング、一般社団法人さいしんコラポ産学官等、当金庫の情報機能やネットワークを活用した支援
- (5) 中小企業再生支援協議会等を活用した支援